

肝炎治療医療費助成制度申請(新規・更新)に必要な書類

①の申請書様式と②の診断書様式は、保健所(及び一部医療機関)にあります。

また、沖縄県地域保健課ホームページよりダウンロード可能です。

「沖縄県 肝炎治療費助成」で検索

→ https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/vaccine/yobou/kanen_yoshiki.html

① 肝炎治療受給者証交付申請書

② 肝炎治療受給者証交付申請に係る診断書

- B型肝炎に対する核酸アナログ製剤治療の**更新申請**の場合は、②の「診断書」の代わりに「検査結果(※1)の写し」と「お薬手帳の写し」をご提出いただけます。さらに、「検査結果の写し」については、「診断書」又は「検査結果の写し」をご提出した申請以降、2回目の申請までは、提出を省略することができます。詳細については保健所までお問い合わせください。

※1 検査日、HBs抗原、HBV-DNA定量、AST、ALT、血小板の数値記載が必要となります。

③ 保険証の写し (市村役場)

(対象の方の氏名が記載された被保険者証等の写し)

④ 住民票謄本 (市村役場)

(世帯全員の住民票の写し)

- マイナンバーの記載のないもの

- 続柄の記載があるもの

- 参考 宮古島市役所 市民生活部 市民課 TEL:0980-72-3751(代表)
多良間村役場 住民福祉課 TEL:0980-79-2623

⑤ 申請者の世帯全員の課税証明書 (市村役場)

(市町村民税課税年額(所得割)を証明する書類)

- 世帯全員分**です。申請者のみ1通ではありません。

※課税証明書については収入のある方(就労者)のみになります。

※未就労者については非課税証明書が必要になります。

※高校1年生以下の方の課税証明書は不要です(高校2年生からは必要)。

- 参考 宮古島市役所 総務部 税務課 TEL:72-3751(代表)
多良間村役場 住民福祉課 TEL:0980-79-2623

④⑤を市村役場で取得後、①～③を添えて保健所へ申請してください。

※担当が不在の場合がありますので、保健所に来所する前に下記までお電話をお願いします。

【申請窓口】 宮古保健所健康推進班 肝炎担当
電話 :0980-73-5074
平日(土日祝除く) 8:30~11:30/13:00~17:00